

とするものでござります。

第二項は、看護及び移送の給付を受ける被保険者は第一項の区分に従い一部負担金を納付しなければならぬと規定しようとするものでござります。

五条の第四項は条文の整備であります。

六条第二項は助産費の併給の調整の規定でござりますが、国家公務員及び公営企業体職員が共済制度が統合されたことにより国家公務員等共済組合法に改めようとするものでござります。

第十一条、第十二条、第十三条は条文の整備でござります。

附則におきまして、第一項で、施行期日は公布の日から施行し、退職者医療制度分については法律の施行、一応現在のところ、現在と申しますから、十月一日に法律の施行がなれるという閣議決定によりまして政令が施行されますので、この施行日は十月一日になるわけでござります。十月一日から施行しようとするものでござります。

第二項の経過措置は、改正後の助産費の規定は五十九年度分から適用し、五十八年度分までの助産費についてはなお従前の例にしようとするものでござります。

います。

以上、雑駁な説明でござりますが、慎重御審議をいただきますして、原案、御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終らせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十六号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第六十六号は、

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第八 議案第五十七号 福生市国民健康保険税案

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第五十七号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容について御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正及び国民健康保険の資格の取得、喪失に伴う保険税の重複徴収を解消するための一部改正でございます。

本文について御説明を申し上げます。

第九条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課でありまして、第二項において社会保険等の加入により国保の資格を喪失した場合、従来は喪失日の属する前月まで賦課していたものを、喪失日当月の初日であるときはその前日と喪失日として社会保険等と国保の重複課税を解消するための改正でございます。

附則第四項は、みなし法人課税を選択した場合に係る保険税の課税の

特例の期間を昭和五十九年度から昭和六十四年度まで期間延長をしようとするものでございます。

附則第七項は見出しを昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額の特例に改めまして第八項とし、低所得者の保険税負担の軽減を図るための減額基準となる二十四万円を二十六万円に引き上げようとするものでございます。第七項は、昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定の特例でございます。これは新たに設けられた規定でございます。昭和五十九年度分に限って、地方税法の規定による基礎控除について、個人の住民税に係る地方税法の臨時特例により七千円を加算して二十六万円としようとするものでございます。

附則につきましては公布の日から施行し、ただし、みなし法人課税を選択した場合の特例については昭和六十年四月一日から施行しようとするものでございます。経過措置といたしまして、二項の納税の義務の発生、消滅の規定は昭和五十九年度以後の適用とし、五十八年度分については従前の例にしようとするものでございます。

第三項は減額の特例による昭和五十八年度分の減額についてはなお従前の

例によるというものでございます。

以上、雑駁の説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案不御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案不理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十七号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第五十七号は、

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第九 議案第五十八号 昭和五十九年度福生市

一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案不理由の説明を求めます。

(企画財政部長(生子国利君登壇))

○企画財政部長(生子国利君)

御指名をいただきましたので、議案第五十八号 昭

和五十九年度福生市一般会計補正予算第二号について、提案不理由並びにその内容について御説明申し上げます。

予算書の内容に入る前に、提案不理由といたしまして、今回の補正につきましては児童館新築工事に要する事業費の補正をお願いしようとするもので、六月議会におきまして第一号補正予算で御審議いただき御決定いただきました防衛補助事業を実施する仮称田園地区学習等供用施設新築工事との複合施設として検討してきたところでございますが、このたび防衛施設局担当者の指導により必要最小限度児童館的機能部分については付帯施工でが望ましい条件として強く指導されました。建設施工面からも構造計算、電気供給、積算内容、経費、機能及び面積案分の取り扱ひ、工事施工管理、また特に建築工期等を考慮し、仮称田園地区学習習等

供用施設と同時に発注、同時施行いたしたく、今般補正を上程した次第でございます。

なお、建設に要する財源につきましては昭和五十八年度決算見込みによる繰越金を充当しようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず一ページをお開きいただきますと思います。

既決予算額百十九億四千二百五十八万九千円に今回歳入歳出一億三千五百五十二万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を百二十億七千八百十一万七千円と定めようとするものでございます。

次に内容について御説明申し上げます。

二ページをお開きいただきますと思います。

歳入でございますが、繰越金一億三千五百五十二万八千円の追加補正でございます。昭和五十八年度決算見込みによる、当初予算見込み額の差で、これをもちまして昭和五十八年度の繰越金総額は一億八千五百五十二万八千円と相対する次第でございます。

以上が歳入補正予算額で、歳入総額百二十億七千八百十一万七千円

と相対する次第でございます。

続きまして歳出につきまして御説明を申し上げます。

五ページをお開きいただきますと思います。

民生費の児童福祉費、児童館建設費におきまして八千六百六十五万円を追加し八千五百二十一万四千円としようとするものでございます。

内訳といたしまして児童館新築工事事務費として一般職員旅費二万四千円、需用費関係で消耗品費、印刷製本費合わせて五万八千円、委託料として工事期間中の管理委託料百五十万、使用料及び賃借料として有料道路使用料一万八千円、それと工事請負費として八千五十万円でございます。

内容でございますが、飯沼田園地区学習等供用施設との複合施設で、場所が福生市雨田園三丁目六の一で、建物面積約三百二十平方メートル、平家建ての建物で遊戯室九十平米、それら育成室七十七平米、工作室五十六平米、その他事務室、便所、機械室等で百平方メートル、集会室、玄関ホール等一部が供施設との供用となっております。建設に当たっては先ほど御説明いたしました、学供と同時に発注、同時施工を行おうとするものでござ

でございます。

次に予備費でございますが、五千三百八十七万八千円の追加補正でございますが、歳入歳出財源調整によるもので、予備費総額九千九百九十六万五千円としようとするものです。

以上が歳出追加補正額を合計一億三千五百五十二万八千円で、歳出予算総額百二十億七千八百一十七万七千円と相なる次第でございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議の上、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(遠藤洋一君) 幾つか質問をさせていたただきたいというふうに思います。

基本的な見解から申し上げますと、児童館的機能を有する地域会館というふうな御説明もありまして、いま地域会館の足りない、特に南田園という実際住民要求もある所です。陳情も出てゐる所ですから大変に結構なことだと思ひますけれども、基本的な私の考えとしてはせっかく児童館というものを

をかんばつてつくるんだから、つくるからにはぜひいいものを、いい内容のものというふうに思ひまして幾つか質問をさせていたいただきます。

まず一番最初にこれの予算の出方の問題なんですけれども、児童福祉費の中に児童館建設費という形で補正予算が組まれてくるわけですね。それが基本的な考え方から言いますとこういうふうな、言ってみれば巨額の建築を必要とするもの場合にはやはり当初から慎重な計画のもとに予算が計上されるのがしかるべきではないかというふうに思つてゐるんですけれども、いまの部長の説明の中にも同時発注が非常に望ましいのであるというふうな説明は建物をつくるというところからよくわかりましたけれども、もう少し今回補正を組んで八千万円という事業をしなければならぬというところの説明を受けたというふうに思つております。

それと、もう一つは、児童館というところにつきまして、さかひつかかるところがあります。御承知のとおり児童厚生施設としての児童館にはそれなりのつまり基準がありまして、児童館というふうに名のりますときには、さかひつかかるといふ諸条件をクリアをしていなければ児童館というふうに法的に申すことはできないだろうという理解がもらへん私にはあるんですけれども、予算の中ではあくまで児童館というふう

に出てきておりまして、児童館というふうな表現をするときの法的な根拠が福生市独自の考え方、児童館というものの間に差がある。面積的にどうか、金額の面でも、あるいは議案が出ているのは法的な児童館ではないので児童館という予算の出し方はふさわしくないのではないかというふうに思っております。その点についての説明を願いたいというふうに実は思っております。

それから児童館というのは大変に運営その他につきましても細則が決まれば、いわゆる国あるいは厚生省が言うところの児童館というのは大変細かい細目が出ておりましてそれに準拠するようないふもの、児童館であるんだというふうに、面積の問題や、あるいは人員の配置の問題、それから元般全協で事前協議にならない程度に資料という形で出されたものを見ても、たとえば屋外遊戯施設というんですか、つまり外で遊ぶような施設についてはここは考えられていないんですけれども、厚生省などの児童館の考え方からしますと外で子供が遊ぶような所、もう考えることであるというふうになったりします。それから辺については将来的な考え方としましては児童館併設の地域会館がオープンしてその後ろにそのような野外

での子供たちの遊ぶような場所を考えているというところは計画の中に全体にあるのかどうかという点も、これは後からでもできることですけれども、伺っておきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、市の方の考え方、基本についてどうと知りたいんですが、これは福祉局児童部さんの方の資料を見てもあれば、なんか見ても、たとえば児童館というものを今回の場合には併設の考え方、最初からありますから、たとえば、ほかのわかざり、わかたけのように図書館を併設するようないふもの、この考え方、非常に似ているだろうと思えますけれども、児童館単独でやっている、まず児童館としてのさまざまな諸条件をクリアしますと補助金の対象になるというふうに、たしかさんにして出てきたような気がするんですけれども、児童館建設の場合には児童館単独でやりますとどう言いましたように面積が一定のものであったり、あるいは中身が一定のものであれば補助金が出るというふうに理解しております。あえてそのところを補助金ではなく単費でがんばってやるんだというところの何というか、経済性というの、コストパフォーマンスというんですか、そういうところはどのようなふうな考え方、単費で踏み込めたのかというところですね。

その方が非常に将来的に、経済的問題から含めましてもいいのだというふうに多分思っているしやると思えますけれども、ぜひこのところを伺いたいというふうに思っています。

そこはもう少し踏み込んでいいますと、たとえば変な話ですけれども、児童館ということにありますと児童厚生委員というのをつまり二人必ず置かなければいけないと諸条件は出てくるわけですね。それらの、つまり新規事業に於ける人員配置の問題はいまのところどうに考えていらっしゃるのか。実際には、これ運用その他については地域会館は新しい各事例ができると思えますし、そのときにでも伺えばよろしいのかと思えますけれども、その辺のところはどのようにお考えになられて今回要するに早い話があれですね、八千万円というのをやっぱりお金を持ってきて、ぐんぐんこれをつくるんだということですので、その辺のお考えをぜひ伺いたいたいというふうに思っております。

○企画財政部長(金子国利君)

まず予算の関係でございますが、計上を当初からしなかつたという理由は、前にもお話はしてあると思っておりますが、子供の、五十九年度、六十年年度というふうな計画を立ててたわけなんです。それで、その後

防衛との折衝におきまして五十九年度に繰り上げるということで子供の間にたわいてます。二月の時点にそのふうな計画の範疇で子供の間にいます。児童保育といふものの中に入れられておたんですが、これは会計監査とか、そういうものから当然、これは違法ではないんですが、やはり好ましくないというところで指摘を受けました。最近そういうふうなあれが非常に強く打ち出されておりました。この際、地域会館として併設するような場合にはやはり別途に児童館は児童館として、児童館の中に児童保育を入れようというふうなことが一番元をさうえられたわけですね。そこで併設というものが出てきたわけですが、その際にそれのようになさうえ方からやはり五十九年度、六十年年度というふうな児童館の併設をさうえられたわけですね。したがって、当初の予算では子供といふものは繰り上げが大体決まりました。基地対策等の御協力によりまして繰り上げたんですが、児童館についてはそのまゝの状態で進めるといふことについて、場合によっては六十年年度という計画を立てたわけですが、前にもどうして一組に建設しなさいやないかというところについてはすでに御承知だと思えます。それから、そういう理由がありましてこれを繰り上げると。そこに伴って、その補助金

をもらわないうで、それじゃあ、どうして単費でやるかという問題になうと思うんですが、これはやはり基準では三百三十平米の基準によりまして、これは厚生省の補助金として二千万円建設費に要請して必ずつくということじゃなくて、予算の範囲内ということになりまして、必ずしもこれが補助金が出るかどうかというのはわかりませんけれども、これは努力の問題だと思ふんですが、いずれにしても二千万円、それのあと通常の年々の運営費について百万円、これは要するようになるわけですが、とそこが百五十万円という問題も今後余り国の要するに補助金の抑制、そういうものからして見てなかなかむずかしいんじゃないかという見通しがありますけれど、いずれにしても二千万円をもうって建設をするか、あるいは単費でやるかという論議になったわけですが、その際にたとえればこれを二名の職員を置いたとする、厚生児童委員、をちやんとちゃんと基準に当てはまって置くような場合においては一人では五百万円はかかると思ふんです。もう少しすると一年に二千万円、したって二年で二千万円、これは要するに補助金をもらったものは二年間で消化できると。これを今度は独自でやった場合にはどういう計算したかというのと、たとえば一名の職員、二名程度にしてもこれはその中で特にいさろえられてる、検討中、こ

いますけど、非常勤というよりなものをもうえて、特別職をもって処置する、なまうえ方もあるわけですが、もう少しすると金額的にはまだ一千万円、六、七百万円で上かるんじゃないかと。もういったことから運営管理費、それからそういうものをもうえあわせながら一応今回の場合、補助金はいたさないで単独の要するに児童館としていた方が将来的には維持管理運営にいいんじゃないかという経済的な問題はもうえられてるわけですが。

もういふふりなことで特にこの中で厚生省の基準で当てはめた場合にはそれ相応のまだ面積的にも三百三十といふんですが、いさの一部は子供の中の施設も一部使います。そういうふうな併設利用をしていきますので、したがって、もし児童館として基準に当てはめるならもっときつとした、いわゆる当てはまった基準と、それから当てはまった人員と、それからさらに運営については制約をされますので、それらの制約がなく、いわゆる市独自で児童の育成にできればいいんじゃないかというふうなものを根本的にもうえまして補助金をいただくのでやろうというところが予算上の問題です。

それから屋外の遊戯施設につきましてはこれはまだ外構については発注はいたし

てありまして人々ねど、いづれにしてもこれから来年度外構工事をやる予定でございますので、その際には一部検討はされること。

それから人員については先ほど一般質問の際に助役が御説明を申し上げておられる状況でございます。以上です。

○十二番(遠藤洋一君)

大体了解と理解をしました。

要するに考え方として

は児童館というふうに言っておりますけれども、福王市独自の考え方のものであるというふうなことが非常に明快に御答弁ではっきりしたと思うんですが、ところで、ここに一つはちよつとまだ御返事いただけないんですが、児童館建設費のときですね、こゝろ予算案が出てくるような児童館というふうな言い方でよろしいというふうに理事者側の方で御理解していらっしゃるのかどうかということなんです。ね。児童館というふうに出てきますと私どもの方としては普通の要するにいわゆる児童厚生施設の中の児童館、つまり厚生省の児童館であるというふうに思ふものを持つてあります。つまり補正予算案に出てきたところの児童館という言い方は不適切ではないのか、ということの御返答をいただきたかたんです。市の予算ですから、これは市の児童館である

ということであれば、そういう解釈をしていらっしゃるのかもしれないんですが、私の解釈では、児童館というのは、さっき言ったみたいなことでありまして、こゝろ表現にはならないのではないかというふうに思ふんです。そこだけなんです。そこは、いかにいかにしょうか。

○企画財政部長(生子国利君)

一般的によくわかるように児童館とした方がよろ

しいんじゃないかと思うんですが、ただ、その際にこれは補助金との関連がありまして、地域会館と児童館とは区分をはっきりしろということがいわゆる都の方の知のて福王市として折衝を当たって文化局から地域会館に対する補助金をいただくというわけです。約一千万円は予算を組んであります。いづれもう少し努力はしたいと思っておりますけれども、そういうふうな関係で地域会館は地域会館として、のほろりした名称、それから児童館としては児童館なり、しかし内容的には、児童館機能を持った子供であるということになりますと、それじゃあ一本でいいんじゃないかということになります。そういう予算を提示する場合、やはり予算書を何こうへ提示しなきゃならないわけですから、その場合にはっきりと児童館は別ですよというふうなことで予算上げよう処置をしたわけですが、目的

別の方で教育委員会と、要するに民生費へのせたわけですが、しかし、児童館の名前というものは、じゃあ、どうなのかということになります。確かに見解の相違で、私の方としては児童館というの是一般の子供たちで遊ぶ所だといふような解釈、それから遠藤さんと言われるのは基準で言われるんじゃないかと、ただ疑問の点がありますけど、その頭に学習等供用施設機能を持つた児童館という名称はちよとおかしいわけで、そういうテクニクの問題もひとつありますので、そこらへんひとつ御理解いただきたいと思うんですが、よろしくお願ひします。（「了解」と呼ぶ音あり）

○議長（田村市郎君） 三時三十五分まで休憩いたします。

午後三時三十一分 休憩

午後三時三十六分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなりまして、議事の都合上、あら

かじの延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ音あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することと決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 引き続き審議を行います。

○十三番（小野沢 久君） 簡単なことですのでひとつお願いいたします。

まず子供との複合施設ということ、防衛施設片との指導もあつたということ、でござりますが、仮に別々に工事をした場合、どの程度の差があるかという点、ひとつお願いいたします。

また児童館は、児童の健全な育成が目的でござりますが、設備に關しても図書館、あるいは図書室などの必要性もあるのではないかと思うんですが、その辺のほうはどうか、なつてゐるのか。

二点ですが、お願いいたします。

○建設部長（内田和雄君） 工事費の中でどのくらいの差が出るかということ、